

【契約書別紙】

1. サービス内容

<利用したい訪問看護内容>

- ・健康チェック（病状観察、血圧測定等）
- ・医師の指示に基づく看護、医療処置（褥瘡、カテーテル管理、血糖チェック等）
- ・日常生活援助（排泄の介助、食生活の援助、入浴介助等）
- ・リハビリテーション（日常生活動作の訓練等）
- ・精神的ケア（認知症看護、精神的支援、介護相談等）
- ・その他（ ）

<介護保険の定める訪問看護加算>

- ・サービス提供体制加算
- ・緊急時訪問看護加算（24時間連絡体制加算）
- ・複数名訪問加算
- ・早朝、深夜加算
- ・深夜加算
- ・特別管理加算
- ・ターミナルケア加算
- ・中山間地域への訪問看護加算
- ・長時間訪問看護加算
- ・時間延長料金
- ・初回加算
- ・退院時共同指導加算
- ・看護、介護連携強化加算
- ・死後の処置料
- ・看護体制強化加算

2. 利用料支払いについて

- (1) 利用料は、国の定める介護保険の介護報酬の額をもとに計算され、各保険により定められた負担割合が、利用料（自己負担）となります。
尚、原則として使用料（自己負担）の入金に際しては、金融機関口座からの自動引き落とさせていただきます。
- (2) 新規で利用する場合、認定結果が下りる前の訪問に関しては、要介護認定の結果、非該当となった場合には、全額の利用料をいただきます。
又、要介護認定の結果、認定前に提供されたサービス内容が認定後の支給限度額を上回った場合（想定した介護制度が実際より高かった場合に発生する場合があります）は、保険給付されないサービスにかかる費用の金額をご負担いただきます。

湯村訪問看護ステーション 重要事項説明書

1. 当事業所の概要

事業所名	医療法人 八香会 湯村訪問看護ステーション
所在地	山梨県甲府市湯村 3-2-32
指定事業所番号	1960190120
連絡先	TEL (055) 251-1447 FAX (055) 251-6382
管理者	所長 金子 一二美
営業日	月曜日～土曜日 (日曜日と国民の休日・12/30～1/3は休み)
営業時間	平日(月～金) : 午前8:30～午後 5:30 土曜日 : 午前8:30～午後12:30 (24時間緊急時訪問体制有り)
事業実施地域	甲府市、甲斐市(吉沢・天狗沢・境・島上条・中下条・大下条 長塚・竜地・大笠・竜王新町・名取・竜王・富竹新田・篠原)
サービス従事者	看護師 (3名以上)

2. 相談窓口・苦情対応

(1) 当法人のサービス提供についての相談、苦情は次のところで承ります。

- ・医療法人 八香会 所長 金子 一二美
電 話 : 055-251-1447

(2) 介護保険利用者の場合、当法人以外に下記窓口で苦情を申し立てることもできます。

- ・国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情処理担当)
電 話 : 055-233-9201
- ・各市町村介護保険担当窓口
甲府市役所 : 055-237-5473
甲斐市役所 : 055-277-3116

3. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者またはその家族の生命・身体・財産又は、信用に損害を及ぼした場合には、利用者またはその家族に対して速やかにその損害を賠償します。
- (2) 事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に関係する居宅介護支援事業者に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

4. 虐待防止について

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 虐待防止を啓発・普及するために職員に対しての研修を実施。
- (3) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに地域包括支援センター、市町村に通報、相談します。

訪問看護ステーション利用料金

1. 基本料金（交通費込みの自己負担分）

介護保険訪問看護

	1割負担	2割負担	3割負担
1回20分未満の訪問	314円	628円	942円
1回30分未満の訪問	471円	942円	1,413円
1回30分以上1時間未満の訪問	823円	1,646円	2,469円
1回1時間以上1時間半までの訪問	1,128円	2,256円	3,384円

介護予防訪問看護

	1割負担	2割負担	3割負担
1回20分未満の訪問	303円	606円	909円
1回30分未満の訪問	451円	902円	1,353円
1回30分以上1時間未満の訪問	794円	1,588円	2,382円
1回1時間以上1時間半までの訪問	1,090円	2,180円	3,270円

* 基本料金の時間区分は、ケアプランに基づいた訪問看護計画により、利用者様にとって適正なケア提供にかかる時間です。

2. 加算料金（自己負担分）

	1割負担	2割負担	3割負担
① サービス提供体制強化加算	6円	12円	18円
② 初回加算Ⅰ（退院当日の訪問）	350円	700円	1,050円
初回加算Ⅱ（退院した日の翌日以降の訪問）	300円	600円	900円
③ 退院時共同指導加算	600円	1,200円	1,800円
④ 緊急時訪問看護加算（月1回）	600円	1,200円	1,800円
⑤ 特別管理加算Ⅰ（月1回）	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ（月1回）	250円	500円	750円
⑥ 複数名訪問加算（30分未満）	254円	508円	762円
（30分以上）	402円	804円	1,206円
⑦ ターミナル加算（死亡月1回のみ）	2,500円	5,000円	7,500円
⑧ 長時間訪問看護加算（1回につき）	300円	600円	900円
⑨ 看護・介護連携強化加算	250円	500円	750円
⑩ 看護体制強化加算Ⅰ	550円	1,100円	1,650円
看護体制強化加算Ⅱ	200円	400円	600円
⑪ 早朝・夜間加算 [6時～8時・18時～22時]	25%増		
⑫ 深夜加算 [22時～8時]	50%増		
⑬ 中山間地域への訪問加算（交通費の徴収なし）	5%増		

* 上記1. 2. の料金に地域区分（7級地）3%を上乗せさせていただきます。

3. 自費料金（自費料金には別途消費税がかかります）

⑭ 交通費（通常の営業地域を超えた時）	1Kmあたり	100円
⑮ ⑧対象者以外の長時間訪問看護料		400円
⑯ 死後の処置料		10,000円

- ①令和6年6月改正の基準に適合。
- ②新規に初回の訪問を行った月にかかる費用です。
- ③入院中に医療機関と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行った場合の費用。
- ④緊急時訪問体制をとるための基本料金となります。
- ⑤留置カテーテル等の装着をされている方等は（Ⅰ）、重度の褥瘡の方や、在宅酸素療法等を受けている方等は（Ⅱ）の料金となります。
- ⑥同時に二人の看護師が訪問看護を行った場合の費用です。
- ⑦ターミナルケアを行った死亡月に、1回のみかかる費用です。
- ⑧訪問時間1時間30分を超過した場合の費用です。（特別管理加算の対象者）
- ⑨訪問介護事業所と連携し、支援、指導を行った場合の費用。
- ⑩緊急時加算を算定、特別管理加算やターミナルケア加算のいずれについても一定割合以上の実績がある事業所にかかる費用。
- ⑪⑫1か月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定する。
- ⑬通常の営業地域外の、指定された中山間地域に、訪問看護を行うとき加算されます。
- ⑭通常の営業区域内の交通費は基本利用料に含まれています。
- ⑮自費として、⑧の対象者以外で1時間30分以上の訪問をした方において30分増すごとに400円がかかります。
- ⑯在宅で訪問看護師が死後の処置を行った場合、処置材料費込の料金です。

3. 営業時間外の訪問について

利用者の身体状態において、主治医からの指示や緊急時の対応は行います。

以上、本書につき双方の合意を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を所持いたします。

契約書別紙・重要事項説明書の記載内容につき、説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

電話 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ (印)

電話 _____

契約書別紙・重要事項説明書の記載内容を説明しました。

事業者 山梨県甲府市湯村3-2-32
医療法人 八香会
湯村訪問看護ステーション (印)
055-251-6111 (代)

説明者 湯村訪問看護ステーション (印)